

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、今後目指す姿として「常にお客さまに寄り添い、向き合い、ニーズに即した金融サービスを通じて、様々な社会課題解決に貢献し続ける、イノベティブな先進企業」及び「強固な財務基盤と持続的・安定的な収益力を有し、ステークホルダーからこれまで以上に存在意義を認められる企業」であることを掲げています。このためには、経営の透明性やステークホルダーに対する公正性を確保し、かつ、迅速・果断な意思決定が重要であると考えており、当社の経営環境を踏まえ、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいきます。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

1. 当社は、株主の権利を尊重し株主が適切に権利の行使ができる環境の整備と株主の平等性を確保するための適切な対応を行います。
2. 当社は、社会的責任の重要性を認識し、株主以外のステークホルダーとの適切な協働に向けた取組を行います。
3. 当社は、財務情報や非財務情報について法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組めます。
4. 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた役割・責務を適切に果たします。
5. 当社は、経営戦略及び財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、IR活動の充実に図り、株主・投資家等からの信頼と評価を得ることを目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードに記載された各原則をすべて実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-4 (政策保有株式)

当社は、「上場株式の政策保有に関する方針及び議決権行使の基準」を以下のとおり定めています。

- ・保有目的が適切か、保有に伴う収益が資本コストに見合っているか等を総合的に検討し、当社の企業価値向上に資すると判断できない場合には売却を検討します。
 - ・毎年度1回、個別の政策保有株式について、上記方針を踏まえた検証を行い、検証結果を取締役会へ報告します。
 - ・議決権行使にあたっては、取引先のガバナンスの状況・経営方針等を勘案し、議案の内容が取引先の持続的な成長と企業価値の増大につながるものであるかの観点に加え、株主価値の毀損につながるものではないか等の検討も踏まえ、総合的に賛否を判断します。
- 上記方針に基づき、2022年度に一部保有株式を売却しました。

原則1-7(関連当事者間の取引)

当社は、関連当事者間の取引手続を以下のとおり定めています。

- ・当社が当社の役員との間で法令に定める競業取引及び利益相反取引を行う際は、取締役会において審議・決議を行うとともに、当該取引を行った役員は、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役会に報告します。
- ・毎年度1回、役員や主要株主との取引に関する調査を行い、重要な事実を必要に応じて取締役会に報告するとともに、法令等の定めに従い適切に開示します。

なお、上記に加え、主要株主からの独立性と株主共同の利益の保護を一層重視する観点から、取締役会の諮問機関として、委員の過半数が独立社外取締役で構成される利益相反管理委員会を設置し、当社の主要株主との重要な取引を審議します。

補充原則2-4 (企業の中核人材における多様性の確保)

<多様性確保の考え方>

日本における少子高齢化と人口減少が進む中、当社では事業成長に必要な人材の確保や女性活躍推進、障がい者雇用、LGBTQなど性的少数者、シニア層のキャリアサポートなどのダイバーシティの推進・啓発に取り組んできました。このような取り組みを継続しつつ、激しい環境の変化に対応していくため、ジェンダーや国籍など外形的な基準にとらわれず、多様な価値観や考え方、専門性などを持つ人材を積極的に採用・育成し、会社の持続的成長を確保していきます。

<自主的かつ測定可能な目標とその状況>

当社は、女性活躍推進のため、女性社員が自律的に成長し活躍できる環境を構築する一方、女性社員を対象とした階層別研修やマネジメント研修、上位職(部長級)候補者育成プログラムなど、女性リーダー育成の取り組みを行っています。今後社員の成長機会を阻害するアンコンシャスバ

イアス排除に向けた研修等、取り組みを一層強化していきます。

○女性管理職比率

	実績(2023年4月)	目標(2025年3月まで)	目標(2027年3月まで)
課長クラス以上	26.2%	27%	30%
部長相当職	6.7%	9%	12%

なお、当社は、女性活躍推進への取り組みを以下の当社Webサイトに開示しています。

<https://www.orico.co.jp/company/corporate/efforts/diversity/woman.html>

経験者・外国人については具体的な目標を掲げていませんが、2022年4月より経験者採用を強化し、2022年度は経験者等の外部からの人材を70名以上採用しました。また、当社は海外事業の拡大に伴い、海外現地法人を含めたグループ全体で外国人の採用・育成を強化しており、現地法人では、管理職ポストの90%以上を既に現地採用者が担っています。引き続き、経験者・外国人も中核人材として活躍できるよう、取り組んでいきます。

<多様性の確保に向けた人材育成方針・実施状況>

当社は、人財戦略の基本的な考え方として、人財マネジメントポリシーを制定しています。

個性を重視し、多様性を育むことを掲げ、社員一人ひとりの自律的なキャリア形成を支援していきます。具体的には、イノベーション企業やスタートアップ企業等への社外トレーニングや社外副業、社内公募により、2022年度から3年間で200名規模の社内外の新たな経験付与を実施します。DX人材の育成や、自己学習プログラムの充実など、自らの成長に繋がる挑戦する機会を提供していきます。

なお、2022年度はすでに3,000名を超える社員がDX推進人材初級プログラムを修了し、修了者向けにDX推進人材中級プログラムも開講しています。

また、会社と社員が互いに成長できるWin-Winな関係となるよう、定期的にエンゲージメントの状態を把握するためのサーベイを実施し、社員エンゲージメントの持続的向上に努めていきます。

なお、人財マネジメントポリシーについては、以下の当社Webサイトに開示しています。

<https://www.orico.co.jp/company/corporate/efforts/human-resource/>

また、具体的な教育プログラムの実施状況は、以下の当社Webサイトに開示しています。

<https://www.orico.co.jp/company/recruit/graduates/career/>

<多様性の確保に向けた社内環境整備方針・実施状況>

当社は、社員一人ひとりの異なる考え、視点、価値観を受け入れ、活かしていくことが、社員エンゲージメントを高め、当社の競争力、ひいては企業価値をより向上させるとの認識のもと、「インクルージョン&ダイバーシティ基本方針」を定めています。

この基本方針を踏まえ、インクルージョン&ダイバーシティの企画推進の専門部室である「インクルージョン&ダイバーシティ推進室」を設置するとともに、インクルージョン&ダイバーシティ推進にかかる「年間行動計画」を策定し、インクルージョン&ダイバーシティの取り組みを加速しています。

なお、「インクルージョン&ダイバーシティ基本方針」については、以下の当社Webサイトに開示しています。

<https://www.orico.co.jp/company/corporate/efforts/inclusion-diversity/policy.html>

原則2-6(企業のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社では、企業年金基金の人事面に関し、十分な専門性・経験を有する人材を計画的に配属すると共に、十分な引継ぎ期間を設け、企業年金連合会が主催する新任常務理事・新任運営責任者研修に加え、運用受託機関が実施する各種セミナーなどに積極的に参加させるなど育成に努めています。

運用面においては、「年金資産の運用に関する基本方針」に基づき、将来にわたって健全な年金制度運用を維持し、必要な運用目標を達成するため、政策的資産構成割合を定めて年金資産運用を行っています。運用受託機関に対しては、定期的に定量的、定性的なモニタリングを行い、適正に運用されているかを評価しています。

また、年金資産運用に関する事項を検討する資産運用委員会は財務、経理部門等からの適切な資質を持った人材で構成されています。企業年金の受益者と会社との間に生じる利益相反に関しては、受益者代表が半数を占める代議員会、理事会において適切に管理されています。

原則3-1(情報開示の充実)

(1)会社の目指すところ(経営理念等)については、本報告書の .1.「基本的な考え方」及び以下の当社Webサイトに開示しています。

<https://www.orico.co.jp/company/csr/principle/>

当社の中期経営計画については、以下の当社Webサイトに開示しています。

<https://www.orico.co.jp/company/ir/managementplan/>

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の .1.「基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては、本報告書の .1.「取締役報酬関係」報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無」に記載のとおりです。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役(監査等委員である取締役を除く。)/監査等委員である取締役候補の指名を行うにあたっての方針及び手続

当社の取締役会は、当社の事業内容、規模、経営環境等を考慮のうえ、取締役会の機能の発揮に貢献できる知識・経験と資質を有する取締役で構成し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性及び適正規模の両立を図ることを基本方針とします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)/候補者の指名にあたっては、社内取締役については、当社の業務に関する高度な専門知識を有し、かつ経営判断能力及び経営執行能力に優れていることを要件とします。また、社外取締役については、豊富な企業経営経験又はリテール金融、経済、企業経営、法務、財務・会計等の専門知識その他企業経営を取り巻く事象に深い知見を有すること等を要件とします。

監査等委員である取締役候補者については、公正かつ客観的立場から業務執行状況を監査するのに必要な、事業知見、財務・会計、ガバナンス、リスク管理、法務、コンプライアンス等に関する知識・経験を有すること等を要件とします。

取締役会のスキルセットはスキルマトリクスに記載し、偏りのない人材を取締役候補者として指名するよう努めます。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の選任は、上記を踏まえ、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会にて審議のうえ、監査等委員会の審議を経て取締役社長が取締役会に提案し、取締役会が候補者を決定します。

監査等委員である取締役候補者の選任は、上記を踏まえ、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会にて審議のうえ、監査等委員会の同意を経て取締役社長が取締役会に提案し、取締役会が候補者を決定します。

経営陣幹部の選任にあたっては、当社及びグループ会社の経営戦略ないし事業戦略の実現に向けてリーダーシップを発揮し、業務の執行にあたり優れた能力を発揮する人材を取締役社長が取締役会に提案し、取締役会が決定します。

経営陣幹部の解任にあたっては、不正、法令・定款等への違反、その他当社企業価値を棄損する事態や任務遂行が困難な状態が生じた場合等に、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会にて審議のうえ、取締役会が決定します。

(5)経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

「定時株主総会招集ご通知」の参考書類において、社内・社外を問わず全ての取締役候補者について個別の選任理由を記載しています。また、本報告書及び有価証券報告書においては、現任の社外取締役全員の選任理由を開示しています。

当社Webサイトにおいて、経営陣幹部の選任理由を開示しています。解任が発生した場合は、その理由を当社Webサイトにて開示します。

なお、「定時株主総会招集ご通知」、有価証券報告書及び経営陣幹部選任理由は以下の当社Webサイトに開示しています。

定時株主総会招集ご通知

<https://www.orico.co.jp/company/ir/stock/meeting/>

有価証券報告書

<https://www.orico.co.jp/company/ir/library/securitiesreport/>

経営陣幹部選任理由

<https://www.orico.co.jp/company/corporate/about/officer/01.html>

補充原則3-1 (サステナビリティへの取り組み)

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、サステナビリティ基本方針を定めるとともに、サステナビリティについての取り組みを以下の当社Webサイトに開示しています。

<https://orico.jp/sus>

2022年5月公表の中期経営計画のコンセプトとして以下の2点を掲げる一方、2022年4月より取締役社長を委員長としてサステナビリティに関する重要事項を審議するサステナビリティ委員会を新設し、サステナビリティへの取り組みを加速しています。

・長期目線で社会価値と企業価値の両立を目指す「サステナビリティ」を経営の軸へ

・その実現に向け、従来型の信販モデルから発展的に脱却し、デジタル グリーン オープンイノベーションを切り口として、お客さま起点で価値を創造し、社会に貢献し続ける、新時代の金融サービスグループへの変革(=トランスフォーメーション)を通じて、企業価値の向上を実現します

また、中期経営計画において成長を支える経営基盤の強化として、人財戦略を掲げ、多様性に富んだ人材集団づくり、3,000名規模のDX人材育成等、新時代のための人事基盤づくりに取り組んでいきます。一方、「異業種・先端企業との協働による新商品・サービス創出」を掲げていますが、新商品や新サービスが創出される際には、特許権等の知的財産権が創出される機会もあることから、このような機会を逸することがない体制を整備すると共に、当社の強みとなる知的財産・無形資産を活用した新たなビジネスモデル検討に取り組んでいきます。

なお、気候関連の財務情報開示の重要性を踏まえ、TCFDの提言に賛同を表明するとともに、TCFDが開示を推奨する、気候変動に関するリスク及び機会に係る「ガバナンス」「戦略」「リスクマネジメント」「指標と目標」について、以下の当社Webサイトに開示しています。

<https://orico.jp/tcfd>

補充原則4-1 (取締役会の経営陣に対する委任の範囲の概要)

当社の取締役会は、定款の定めに基づき、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に定める事項を除く。)の決定の一部を取締役社長に委任しており、これにより、経営に関する意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会における審議事項を重点化し、経営方針・経営戦略の策定等の議論をより充実させています。

当社は、取締役会による戦略策定と監督機能を重視するとともに、業務の執行権限を最大限、取締役社長に委任しています。加えて取締役社長が適切な意思決定を行うため、取締役社長の諮問機関として「経営会議」「業務監査委員会」「サステナビリティ委員会」「総合リスク管理委員会」「コンプライアンス委員会」等を設置し、取締役社長が適切な意思決定を行う体制を構築しています。

取締役社長は、重要度に応じて部門長、グループ長、部長に意思決定を委任し、迅速な意思決定を行う体制としています。

原則4-9(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社の独立社外取締役の独立性判断基準につきましては、本報告書 1.「独立役員関係」「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです。

補充原則4-10 (任意の仕組みの活用)

取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会及び利益相反管理委員会を設置しています。指名・報酬委員会及び利益相反管理委員会の構成・役割等は、後記 (経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況)-1(機関構成・組織運営等に係る事項)-「{任意の委員会}」の補足説明をご参照ください。

補充原則4-11 (取締役会の多様性)

当社の取締役会は、社外取締役も含め、多様な知識や経験をもつ取締役で構成し、かつ、こうした多様性と適正規模の両立を図ることを基本的な方針とし、取締役の選任に関する方針・手続は原則3-1(4)に記載しています。当社は、この基本的な方針に沿って、独立社外取締役を5名選任し、

そのうち1名が他社での経営経験を有しています。

なお、取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキルマトリックスについて、以下の当社Webサイトに開示しています。

<https://orico.jp/skx>

補充原則4-11 (取締役の兼任状況)

取締役の兼任状況につきましては、定時株主総会招集ご通知に添付している事業報告及び有価証券報告書にて毎期開示しています。

なお、事業報告及び有価証券報告書(各提出日現在)は以下の当社Webサイトに開示しています。

定時株主総会招集ご通知

<https://www.orico.co.jp/company/ir/stock/meeting/>

有価証券報告書

<https://www.orico.co.jp/company/ir/library/securitiesreport/>

補充原則4-11 (取締役会評価)

当社は、毎年1回、取締役会の実効性に関する自己評価を実施し、その結果を踏まえて問題点の改善や強みの強化等の適切な措置を講じることにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、取締役会の役割・責務を果たしていきたいと考えています。

2022年度は、「監督の実効性向上に資する業務執行状況報告の更なる充実」「リスク管理・コンプライアンス管理の高度化に資するモニタリング体制の構築」「取締役会の機能発揮に資する重要テーマにおける議論の充実」「取締役会における議論の活性化」などの観点で全取締役へのアンケートを実施し、自己評価を行いました。その結果、当社の取締役会の実効性は概ね適切に確保されていることを確認いたしました。

今後も当社は、取締役会の更なる活性化に向けた取り組みを検討、実施し、より一層の実効性の向上を図っていきます。

補充原則4-14 (取締役に対するトレーニングの方針)

当社は、当社の取締役がより適切にその役割・責務を果たせることを目的に、社外出身者、社内出身者それぞれに応じた必要な情報・研修等の機会提供に関する方針を以下のとおり定めています。

- ・社外取締役の就任にあたっては、当社の事業・財務・組織等について、また、コーポレート・ガバナンスに関する事項、役員関連規程等の必要な情報についての説明を行います。また、就任後も必要に応じて説明の機会を設けます。
- ・社内出身者が取締役に就任するにあたっては、取締役の役割・責務等に関して有識者による研修・セミナー等を受講することとします。また、就任後も必要に応じて研修等を受講する機会を設けます。

原則5-1 (株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を定め、財務・経理グループ長を統括責任者とし、経営戦略及び財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、IR活動の充実を図り、株主・投資家等からの信頼と評価を得ることを目指します。

また、株主との建設的な対話を促進するためのIR活動を含む情報開示に関する基本的考え方や情報開示統制の枠組み等についてまとめた「情報開示統制の基本方針」を取締役会決議により制定し、以下の当社Webサイトに開示しています。

<https://orico.jp/disc>

当社は、インサイダー情報について社内規程に従って適切に管理します。

IR活動等の詳細については、本報告書の (株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況)-2 (IRに関する活動状況)をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社みずほ銀行	83,640,319	48.66
伊藤忠商事株式会社	28,404,992	16.52
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	11,951,600	6.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,773,000	3.94
中央日本土地建物株式会社	1,917,500	1.11
東京センチュリー株式会社	1,536,250	0.89
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	923,260	0.53
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	766,063	0.44
森本 博義	737,800	0.42
MSIP CLIENT SECURITIES	682,300	0.39

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- 【大株主の状況】は2023年3月31日現在になります。
- 以下の大量保有報告書が公衆の縦覧に供されていますが、2023年3月31日現在の当該法人の実質所有株式数を完全に確認できないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しています。
 - ・大量保有者 銀行等保有株式取得機構
2019年10月21日付報告 (所有株式)114,820千株 (保有割合)6.49%
 - ・共同保有者 アセットマネジメントOne株式会社
2019年11月21日付報告 (所有株式)17,568千株 (保有割合)1.00%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、株式会社みずほ銀行を始めとするみずほフィナンシャルグループ(MHFG)が約49%、伊藤忠商事株式会社が出資し、両社の持分法適用関連会社です。

当社は、MHFG及び伊藤忠商事株式会社との営業連携、メインバンクである株式会社みずほ銀行を軸にした資金調達も支えに、営業活動を行っています。

一方、主要株主からの独立性と株主共同の利益の保護を重視する観点から、取締役会の諮問機関として、委員の過半数が独立社外取締役で構成される利益相反管理委員会を設置し、当社の主要株主との重要な取引を審議します。また、当社は、毎年1回、当社の主要株主との取引に関する調査を行い、重要な事実を取締役に報告するとともに、法令等の定めに従い適切に開示します。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
西野 和美	学者													
本庄 滋明	他の会社の出身者													
大庫 直樹	他の会社の出身者													
櫻井 祐記	他の会社の出身者													
松井 巖	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西野 和美			<p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 一橋大学大学院教授 <p>当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 古河機械金属株式会社 社外取締役 株式会社牧野フライス製作所 社外取締役 <p>当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p>	<p>一橋大学大学院教授として長年に亘り経営戦略論・技術経営論を中心とした経営学の教育・研究に従事されています。特に新事業創出やイノベーションなどの分野に関し、豊富な事例分析に基づく数多くの調査研究を重ねてこられました。教授としての実践的な研究に基づく企業経営に関する高い見識を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、独立・公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、社外取締役として選任しています。</p> <p>また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、当社と特別の利害関係が無く、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断したため、「独立役員」に指定しています（「社外取締役の独立性に関する判断基準」については、「[独立役員関係]その他独立役員に関する事項」をご参照ください）。</p>
本庄 滋明			<p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p>	<p>富士通株式会社において、システム開発に関するコンサルティング事業に従事され、その後グループ会社の社長として企業経営に携わってこられました。</p> <p>大手システム開発ベンダーの業務執行責任者としての豊富な経験に基づく経営判断能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、広範な視点から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、社外取締役として選任しています。</p> <p>また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、当社と特別の利害関係が無く、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断したため、「独立役員」に指定しています（「社外取締役の独立性に関する判断基準」については、「[独立役員関係]その他独立役員に関する事項」をご参照ください）。</p>
大庫 直樹			<p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ルートエフ株式会社 代表取締役 ルートエフ・データム株式会社 代表取締役 <p>当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社T&Dホールディングス 社外取締役 <p>当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p>	<p>マッキンゼー・アンド・カンパニーにパートナーとしての6年間を含め20年間勤務され、その後外資系金融会社の執行役員を経てルートエフ株式会社を設立し、現在は同社の代表取締役を務められています。コンサルタントとしての長年の経験に基づく優れた経営判断能力と金融及びマーケティング分野に関する豊富な知見を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しています。</p> <p>また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、当社と特別の利害関係が無く、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断したため、「独立役員」に指定しています（「社外取締役の独立性に関する判断基準」については、「[独立役員関係]その他独立役員に関する事項」をご参照ください）。</p>

櫻井 祐記		<p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 富国生命保険相互会社 取締役副社長執行役員 <p>櫻井 祐記氏は当社が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性に影響を与える恐れはないと判断しています。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> フコクしんらい生命保険株式会社 社外取締役 <p>当社と兼職先との間には特別な関係はありません。</p>	<p>富国生命保険相互会社において、財務企画部門の取締役及び業務執行責任者を務め、更にグループ会社の社長として企業経営に携わってこられました。</p> <p>大手生命保険会社の業務執行責任者としての多様な知見と豊富な企業経営経験を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しています。</p> <p>また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断したため、「独立役員」に指定しています（「社外取締役の独立性に関する判断基準」については、「[独立役員関係]その他独立役員に関する事項」をご参照ください）。</p>
松井 巖		<p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 八重洲総合法律事務所 所属弁護士 <p>当社と兼職先との間には特別な関係はありません。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 長瀬産業株式会社 社外監査役 東鉄工業株式会社 社外監査役 グロープライド株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社電通グループ 社外取締役 <p>当社と兼職先との間には特別な関係はありません。</p>	<p>検察官として高等検察庁検事長など検察の枢要部門を歴任され、検事退官後は弁護士として活躍されています。法曹界における豊富な経験と高い見識を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しています。</p> <p>また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、当社と特別の利害関係が無く、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断したため、「独立役員」に指定しています（「社外取締役の独立性に関する判断基準」については、「[独立役員関係]その他独立役員に関する事項」をご参照ください）。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助しその円滑な職務遂行を支援するため、監査等委員会の直属の組織として、監査等委員会室を設置し、専任の使用人を置いています。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置いていません。

専任の使用人は、監査等委員である取締役以外の指揮命令は受けず、監査等委員会の指揮命令の下で監査活動等に関する補助業務を行っています。

なお、当該使用人の人事に関する事項等について、あらかじめ監査等委員会が定めた監査等委員の同意を得るものとして、監査等委員会室の執行部門からの独立性及び実効性を確保しています。

当社は、監査等委員会が、内部監査グループからその監査計画・監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、又は指示を行うことができることとしています。

また、監査等委員は、会計監査人と定期的に情報交換を行うなどにより連携を確保することとしています。

なお、2022年度における監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況は以下の通りです。

監査等委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行う等により両者間の連携を確保し、会計に関する課題等を把握するほか、適正な会計処理を確認しています。2022年度においては、定期的な会合を17回実施しました。

また、監査等委員会は、内部監査部門から定期的に業務報告を受ける等により連携を確保し、取締役の業務執行状況を確認しています。

2022年度においては、定期的な会合を12回実施しました。

(注)定期的な会合の回数には、監査等委員会設置会社移行前の監査役会設置会社において実施した回数を含みます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社の取締役会は、多様な知識や経験をもつ取締役で構成し、かつ、多様性と適正規模の両立を図ることを基本的な方針としています。

この方針を踏まえ、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置し、取締役会から諮問を受けた役員の人事や報酬に関する事項を審議しています。委員は取締役会決議により選任し、委員の過半数を独立社外取締役としています。また、委員長は、委員の互選にて決定しており、現在取締役社長(飯盛 徹夫)が務めています。なお、指名・報酬委員会は、2022年度に5回開催され、委員の平均出席率は100%となっています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

社外取締役の独立性に関する判断基準

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断する際には、次のいずれにも該当しないことを要件としています。

1. 現在及び最近10年間のいずれかの時期において、当社または当社の親会社、兄弟会社、子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人(以下、「業務執行者」という)及び親会社の業務執行者でない取締役
2. 当社又は当社の子会社(以下、「当社グループ」という)の取引先のうち、直近3事業年度のいずれかにおける年間取引額が当社の連結売上高()または当該取引先の連結売上高の2%を超える企業等の現在及び最近3年間の業務執行者()連結売上高:当社の場合、連結営業収益
3. 当社グループが借入れを行っている金融機関のうち、その借入金残高が直近の事業年度末において当社の連結総資産もしくは連結調達残高の2%または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関の業務執行者
4. 直近の当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主(当該株主が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する業務執行者又は業務を執行する社員若しくは理事その他これらに準じる者をいう)
5. 当社グループから役員報酬以外に金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家において、当該財産を得ている者が個人の場合には、直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体の場合には、当該団体の直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上または当該団体の連結総売上高の2%以上のいずれか高い金額を得ている者
6. 当社グループから過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている者(その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者をいう)
7. その他、当社の一般株主との間で、上記各号にて考慮されている事由以外の理由で恒常的に実質的な利益相反の生じるおそれがあると当社が判断した者
8. 次の(1)または(2)のいずれかに掲げる者(使用人のうち、重要ではない者を除く)の近親者(配偶者または二親等以内の親族)
 - (1) 上記1. から7. までに掲げる者
 - (2) 当社グループの業務執行者及び業務執行者でない取締役

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)及び経営陣幹部の報酬は、中長期的な業績及び企業価値向上に資する健全なインセンティブとして機能するよう、その役割と責任に応じた役位別定額の固定報酬と、会社等の業績に応じて支給額が変動する業績連動報酬で構成し、業績連動報酬は、現金報酬と株式報酬で構成しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の総額については、種類別の報酬を有価証券報告書及び事業報告にて開示するとともに、社外役員への支給総額についても開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 基本方針

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、中長期的な業績及び企業価値向上に資する健全なインセンティブとして機能するよう、その役割と責任に応じた役位別定額の固定報酬と、会社等の業績に応じて支給額が変動する業績連動報酬で構成し、業績連動報酬は、現金報酬と株式報酬で構成しています。

なお、社外取締役においてはその職責を考慮し、業績連動報酬の支給対象とはせず、固定報酬のみとしています。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、その役割と責任に応じた役位別定額の固定報酬とし、それを与える時期は在任中の月例としています。

3. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の業績連動報酬は、現金報酬及び株式報酬で構成し、株式報酬は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該株式及び株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT (=Board Benefit Trust))」としています。

業績連動報酬は、全社業績及び個人業績により変動する仕組みであり、具体的には役位別に定める基準額に全社業績並びに個人業績に係る評価に応じて0%~150%の範囲で変動する支給率を乗じて当該報酬額を決定しています。なお、全社業績に係る指標には、連結経常利益等を採用し、計画比及び前年比等を用いて指標に応じた支給率を決定しています。当該指標は、経営目標、ステークホルダーの期待や要請、経済情勢や社会環境などを総合的に勘案し独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて適宜見直しを行うものとしています。業績連動報酬のうち、現金報酬を受ける時期は毎年7月から翌6月までの期間を対象とした直後の翌月とし、株式報酬を受ける時期は原則として取締役の退任時としています。なお、株式報酬を受ける権利は、当社関係諸規程等に対する重大な違反等があった場合、在任期間中に一定の非遵行為があった場合等において、取締役会の決定により、給付を受ける権利の全部又は一部を喪失させることがあります。

なお、当事業年度の連結経常利益等の実績は有価証券報告書の以下の当社Webサイトに開示しています。

有価証券報告書 <https://www.orico.co.jp/company/ir/library/securitiesreport/>

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬と業績連動報酬の割合は役割期待に応じて7:3~6:4、業績連動報酬のうち現金報酬及び株式報酬の割合は1:1~2:1を目安としています。割合の決定については、ステークホルダーの期待や要請、経済情勢や社会環境などを総合的に勘案し独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて適宜見直しを行うものとしています。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の内容についての決定は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議にもとづき取締役社長が委任をうけるものとしています。なお、当該権限が取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役社長は、予め指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて策定された報酬制度に従って決定するものとしています。

なお、経営陣幹部の報酬につきましては取締役(社外取締役を除く)に準じた方針及び体系としており、個人別の報酬は予め指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて策定された報酬制度に従って取締役社長及び取締役会長の協議により決定しています。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役への情報伝達については、秘書室、経営企画部及び監査等委員会室より、取締役会その他の重要な会議に付議・報告される案件の事前説明を行うなど適時・適切に重要な会社の情報を提供し、社外取締役の業務をサポートしています。

なお、監査等委員会室には監査等委員以外の取締役からの独立性確保のため、専任の使用人を配置し、社外取締役を含むすべての監査等委員である取締役の指揮命令の下で監査活動等に関する補助業務を行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 名

その他の事項

- ・当社は、当社の取締役会長又は取締役社長経験者に対し、その退任後に特別顧問を委嘱することがあります。特別顧問の委嘱・解嘱は、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会にて決定しています。なお、相談役につきましては、2016年6月28日開催の第56期定時株主総会の決議により定款を変更し、制度を廃止しています。
- ・特別顧問は、当社の経営・事業や関連業界に関する知見を活かし、経営その他の事項に関する相談への助言及び対外活動を行います。なお、当社におけるいかなる組織にも所属せず、また経営上の意思決定に関与する権限を有していません。
- ・特別顧問の報酬はその職務に見合った額を支給しています。
- ・特別顧問の任期は1年です。なお、取締役会の決定により再委嘱することがありますが、4年を超えて、また満70歳を超えての再委嘱は行いません。
- ・特別顧問を含む顧問制度に関し、顧問規程を定めています。顧問規程の改廃は、指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会にて決定しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 企業統治の体制

イ. 取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名と監査等委員である取締役5名の計13名で構成されています。また、取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスを開示する一方、取締役会における独立社外取締役の比率を向上させ3分の1以上とし、取締役会における多角的な検討と意思決定の客観性・透明性を確保しています。

なお、定款の定めに基づき、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に定める事項を除く。)の決定の一部を取締役社長に委任しており、これにより、経営に関する意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会における審議事項を重点化し、経営方針・経営戦略の策定等の議論をより充実させています。

当社の取締役会は、毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、2022年度は16回開催し、主な検討事項として、中期経営計画の進捗状況、人事制度の改定、コーポレート・ガバナンス強化、サステナビリティへの取り組み、コンプライアンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況等について議論を行いました。なお、取締役の平均出席率は98%となっています。

(指名・報酬委員会)

当社の指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、社内取締役1名と独立社外取締役2名の計3名で構成しており、取締役会から諮問を受けた役員の人事や報酬に関する事項について、審議します。

2022年度は5回開催され、委員の出席率は100%となっています。

なお、活動内容については、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【任意の委員会】[取締役報酬関係]」に記載のとおりです。

(利益相反管理委員会)

当社の利益相反管理委員会は、取締役会の諮問機関として、社内取締役1名と独立社外取締役2名の計3名で構成しており、当社の主要株主との重要な取引について審議します。

2022年度は2回開催され、委員の出席率は100%となっています。

ロ. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役5名(うち、2名は常勤監査等委員)で構成しており、うち過半数の3名が社外取締役です。監査等委員会の監査活動を支援する専任組織(監査等委員会室)を設置する一方、監査等委員会は内部監査グループと連携し、適切な監査を行う体制を整えています。

ハ. 業務執行体制

当社は、取締役会による戦略策定と監督機能を重視するとともに、業務の執行権限を最大限、取締役社長に委任しています。加えて取締役社長が適切な意思決定を行うため、取締役社長の諮問機関として「経営会議」「業務監査委員会」「サステナビリティ委員会」「総合リスク管理委員会」「コンプライアンス委員会」等を設置し、取締役社長が適切な意思決定を行う体制を構築しています。

(経営会議)

取締役会付議事項の事前審議及び取締役会が決定した経営に関する基本方針に基づく業務執行上・業務運営上の重要事項の審議を行うことを目的に設置しています。現在の議長は取締役社長(飯盛 徹夫)が務めており、全ての部門長、グループ長等で構成されています。

(業務監査委員会)

内部監査に関する重要事項を審議することにより、内部監査の充実を図ることを目的として設置しています。現在の委員長は取締役社長(飯盛 徹夫)が務めており、計5名の委員で構成されています。また、内部監査の活動状況は定期的に取締役会に報告しています。

(サステナビリティ委員会)

サステナビリティに関する重要事項の審議を目的に設置しています。現在の委員長は取締役社長(飯盛 徹夫)が務めており、計20名の委員で構成されています。また、サステナビリティへの取り組み状況は定期的に取締役会に報告しています。

(総合リスク管理委員会)

各種リスクを総合的に把握・管理することを目的に設置しています。現在の委員長は取締役専務執行役員(水野 哲朗)が務めており、計18名の委員で構成されています。また、リスク管理の状況は定期的に取締役会及び経営会議に報告しています。

(コンプライアンス委員会)

当社及び子会社等にコンプライアンスの定着を進め、社会に貢献する企業としての企業価値の向上を図ることを目的に設置しています。現在の委員長は常務執行役員(村田 聡史)が務めており、計18名の委員で構成されています。また、コンプライアンスへの取り組み状況は定期的に取締役会及び経営会議に報告しています。

(ALM委員会)

市場リスク及び資金流動性リスクを適正にコントロールすることを目的に設置しています。現在の委員長は取締役専務執行役員(水野 哲朗)が務めており、計5名の委員で構成されています。また、委員会活動の状況は定期的に経営会議に報告しています。

(クレジット対策委員会)

適正な与信管理及び加盟店管理強化に関する重要事項の審議を目的に設置しています。現在の委員長は取締役専務執行役員(横山 嘉徳)が務めており、計9名の委員で構成されています。また、委員会活動の状況は定期的に経営会議に報告しています。

(新規業務・新商品委員会)

重要な新規業務・新商品に関する戦略性・収益性及びリスク等の評価と検証を目的に設置しています。現在の委員長は常務執行役員(宇田 真也)が務めており、計9名の委員で構成されています。また、委員会活動の状況は定期的に経営会議に報告しています。

(IT戦略委員会)

重要なIT戦略、IT投資計画、IT投資案件の審議を目的に設置しています。現在の委員長は取締役専務執行役員(渡辺 一郎)が務めており、計13名の委員で構成されています。また、委員会活動の状況は定期的に経営会議に報告しています。

(人権啓発推進委員会)

人権に関する重要事項の審議を目的に設置しています。現在の委員長は常務執行役員(松岡 英行)が務めており、計11名の委員で構成されています。また、委員会活動の状況は定期的に経営会議に報告しています。

二. 企業統治に関するその他事項

a. 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は7名以内とする旨を定款に定めています。

b. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等による自己の株式の取得ができる旨を定款に定めています。

これは、機動的な自己の株式の取得を可能とするためです。

c. 中間配当

当社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主さま又は登録株式質権者さまに対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

これは、剰余金の中間配当の権限を取締役会とすることにより、株主さまへの中間期における利益還元を行うことを目的とするものです。

d. 取締役の責任免除

当社は、職務を遂行するにあたり期待された役割を十分に発揮できるよう、以下を定款に定めています。

・会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができること

・会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができること

上記を踏まえ、当社と非業務執行取締役である社外取締役は、会社法及び定款に基づき、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しています。

e. 補償契約の内容の概要

当社は、取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。

f. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害等を補填することとしています。

g. 特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主さまの議決権の3分の1以上を有する株主さまが出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(2) 会計監査の体制

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査に、EY新日本有限責任監査法人を起用していますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間に、特別の利害関係はなく、また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっています。2023年3月期において同監査法人の継続監査期間、業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりです。

・継続監査期間

2006年以降

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員業務執行社員：久保暢子、長谷川敬

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

その他 24名

(注)その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会による戦略策定と監督機能を強化するとともに業務執行の機動性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社を採用しています。

当社は、取締役会における多角的な検討と意思決定の客観性・透明性を確保するため、社外取締役を5名(うち、独立社外取締役5名)選任しています。社外取締役は非業務執行取締役として、客観的な立場から、取締役会による戦略策定と監督機能、監査等委員会による監査機能の強化を可能とするものと考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日前に招集ご通知を発送するように努めています。なお、法令に基づき、電子提供措置として発送前にTDnet及び当社Webサイトにて開示を実施しています。(定時株主総会開催日の3週間以上前)
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォンによる議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを採用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集ご通知(要約)について英語版を作成し、当社Webサイトに掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の情報開示に関する基本的考え方や情報開示統制の枠組み等についてまとめた「情報開示統制の基本方針」を取締役会決議により制定し、当社Webサイトに掲載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表(半期毎)終了後に、代表取締役社長が説明を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算ハイライト、決算説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、アニュアルレポート等を掲載しています。 また、決算発表終了後に行われるアナリスト向け説明会の模様(動画)を当社Webサイトに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:財務部IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を定め、「真に社会から存在意義を認められ、分割・決済ニーズのあるお客さまに最高の金融サービス・商品を提供することにより、お客さまの豊かな生活と夢の実現に貢献」を掲げ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っていくこと、株主の権利を尊重し株主が適切に権利の行使ができる環境の整備と株主の平等性を確保するための適切な対応を行うこと、社会的責任の重要性を認識し、株主以外のステークホルダーとの適切な協働に向けた取組を行うこと等を定めています。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>2022年5月公表の中期経営計画のコンセプトとして以下の2点を掲げる一方、2022年4月より取締役社長を委員長としてサステナビリティに関する重要事項を審議するサステナビリティ委員会を新設し、サステナビリティへの取り組みを加速しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期目線で社会価値と企業価値の両立を目指す「サステナビリティ」を経営の軸へ ・その実現に向け、従来型の信販モデルから発展的に脱却し、デジタル・グリーン・オープンイノベーションを切り口として、お客さま起点で価値を創造し、社会に貢献し続ける、新時代の金融サービスグループへの変革(=トランスフォーメーション)を通じて、企業価値の向上を実現する <p>なお、取組内容の詳細については、当社Webサイト等で開示しています。 https://www.orico.co.jp/company/sustainability/management/</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針にて、以下を定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務情報や非財務情報について法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むこと ・株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた役割・責務を適切に果たすこと ・経営戦略及び財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、IR活動の充実を図り、株主・投資家等からの信頼と評価を得ることを目指すこと <p>また、「情報開示統制の基本方針」において、お客さま・お取引先・株主・投資家の皆さまが当社の実態を正確に認識・判断できるよう、継続して、公平かつ適時・適切な情報開示に努めることを経営上の最重要課題の一つに位置付けています。</p>
その他	<p>女性活躍推進</p> <p>当社は、女性社員が自律的に成長し活躍できる環境構築に取り組んでおり、加えて女性社員を対象とした階層別研修やマネジメント研修、上位職(部長級)候補者育成プログラムを実施しています。</p> <p>当社の女性活躍推進の取組内容は、以下の当社Webサイトに開示しています。 https://www.orico.co.jp/company/corporate/efforts/diversity/woman.html</p> <p>働き方改革、健康経営</p> <p>当社は、従業員の意欲や能力を引き出すための教育研修制度、業務知識習得支援による人材育成、ワーク・ライフ・バランスなど、働き方改革にも取り組むとともに、社員の健康を第一に考え、健康経営を実践しています。</p> <p>当社の働き方改革及び健康経営の取組内容は、以下の当社Webサイトに開示しています。 https://www.orico.co.jp/company/corporate/efforts/healthmanagement/</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)を次のとおり整備しています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、「基本理念」、「経営方針」、「行動指針」及び「サステナビリティ基本方針」を定めます。また、当社及び子会社等の全役員及び全従業員(以下「役職員」といいます。)を対象として、コンプライアンスに関する行動規範である「The Orico Group Code」を定めその徹底を図ります。
 - (2) 当社は、当社及び子会社等におけるコンプライアンスの定着を進めるため、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の審議等を行います。
 - (3) 当社は、内部通報制度を設け、当社及び子会社等における違法行為、不正行為等に対する監視体制を構築します。
 - (4) 当社は、個人情報保護法及び関係するガイドライン等との適合性を確保するため、「情報セキュリティ基本方針」及び「個人情報保護方針」を定め、適正な個人情報管理体制を構築します。
 - (5) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切の関係遮断を図るため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、専門部署を設置する等、適切な管理体制を構築します。
 - (6) 当社は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与を防止するため、「マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止のための基本方針」を定め、専門部署を設置する等適切な管理体制を構築します。
 - (7) 当社は、財務報告の適正性確保のため、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」及び「情報開示統制の基本方針」を定め、財務情報及び非財務情報を適切に開示する体制を構築します。
 - (8) 当社は、当社及び子会社等に対する内部監査を独立の立場で実施するため、「内部監査基本方針」及び「内部監査規程」を定め、内部監査グループを設置します。また、「業務監査委員会」を設置し、当社及び子会社等に対する内部監査に関する重要事項を審議することにより、内部監査の充実を図ります。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、業務監査委員会その他委員会の議事録、稟議書、契約書等について、規程等に基づいて、文書又は電磁的媒体に記録し、所定の期間保存します。また、取締役は、いつでもこれらの文書等を閲覧することができるものとします。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、当社及び子会社等の多様化するリスクを総合的に把握・管理するため、「リスク管理基本方針」を定め、リスク毎の所管部門とその総合管理を行うリスク管理部門を設置する等、リスク管理体制を構築します。また、各種リスクを総合的に把握・管理するため、総合リスク管理委員会を設置し、審議・調整を行います。
 - (2) 当社は、緊急事態発生時の対応及び事業継続のため、「事業継続管理基本方針」を定め、影響の極小化及び業務の迅速かつ効率的な復旧を行う体制を構築します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、連結ベースの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するために、各事業年度ごとの経営計画を策定します。
 - (2) 当社は、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項等を除き、業務執行の決定を取締役会から取締役社長に最大限委任するとともに、取締役会が独立した客観的立場から業務執行状況につき実効性の高い監督を行う体制を構築します。
 - (3) 当社は、取締役社長の諮問機関として「経営会議」を設置し、業務執行等の重要な事項の審議を行い、取締役社長が適切な意思決定を行う体制を構築します。
 - (4) 当社は、「取締役会規則」、「分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、効率的な業務執行と手続の遵守を図ります。
5. 当社及び子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社等の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - a. 当社は、子会社等の経営管理全般を所管する専門部署を設置し、また、業務上密接な関係を持つ業務所管部をそれぞれ定め、両部署が連携することにより効率的かつ実効性のある子会社等の管理を行います。さらに、「グループ経営管理規程」等において、事業計画管理、リスク管理、コンプライアンス等の実施基準等を定め、このうち経営上の重要事項については、当社がこれを承認すること又はこれに関して報告を受けることとし、子会社等に対する必要な管理・指導を行うことにより企業集団における業務の適正を確保する体制を構築します。
 - b. 子会社等においても、当社の「グループ経営管理規程」等を踏まえ、経営上の重要事項については、当社へ協議又は報告する体制を構築させるものとします。
 - (2) 子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 子会社等においても、当社の管理体制を踏まえ、規模、業態及び各種リスクの重要度に応じた適切なリスク管理体制を構築させるものとします。
 - (3) 子会社等の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 子会社等においても、当社の管理体制を踏まえ、規模及び業態に応じ、取締役及び使用人の職務権限の整備を行わせるものとします。
 - (4) 子会社等の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 子会社等においても、当社の体制を踏まえ、規模及び業態に応じ、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築させるものとします。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び監査等委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 当社は、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会の直属の組織として、専属の使用人で構成される監査等委員会室を設置するものとします。
- (2) 当社は、当該使用人の人事に関する事項等について、あらかじめ監査等委員会が定めた監査等委員の同意を得るものとします。また、当該使用人は、監査等委員会の職務に関して監査等委員である取締役以外の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとします。
7. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社及び当社の子会社等の取締役及び使用人等は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査等委員会の職務の遂行に必要なものとして求められた事項について、速やかに監査等委員会に報告を行うものとします。
- (2) 当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役及び使用人等に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わないものとします。
- (3) 当社は、監査等委員会が、内部監査グループからその監査計画・監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、又は指示を行うことができる体制を構築します。
- (4) 当社は、監査等委員が「経営会議」等の重要な会議に出席することにより、当社の現況を確認するとともに必要があると認めるときは意見を述べるができる体制を構築します。また、子会社等においても、企業集団における監査の充実を図るため、当社の監査等委員が子会社等の監査役等と定期的に情報交換を行うことができる体制を構築させるものとします。
- (5) 当社は、監査等委員が取締役会長及び取締役社長と定期的に当社の現況や課題等について情報交換を行うことができる体制を構築します。また、会計監査人と定期的に情報交換を行うなどにより連携を確保することができる体制を構築します。
- (6) 当社は、監査等委員の職務執行について生ずる費用については、監査等委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当社が負担するものとします。また、当社は、監査等委員会が必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等の助言を受ける機会を保障するものとします。
- (注)「子会社等」とは、当社の連結子会社及び当社が指定する持分法適用関連会社を指します

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力に対する基本方針
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団をはじめとする反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、以下の基本方針を定めています。
- (1) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会・経済の発展を妨げる反社会的勢力との関係を一切遮断するため、反社会的勢力との関係遮断に関する役職員の意識の醸成と徹底を図り、全役職員が断固たる姿勢で取り組みます。
- (2) 当社は、反社会的勢力に対しては、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保します。
- (3) 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- (4) 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、民事・刑事の両面から法的対応を行います。
- (5) 当社は、反社会的勢力への資金提供、裏取引には一切応じません。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- (1) 当社は、反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力に対する基本方針」を踏まえ、当社及び当社の子会社等の行動規範として「The Orico Group Code」を定め、具体的な行動として「反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、全役職員に周知を図っています。
- (2) 当社は、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し研修会等に参加する等、反社会的勢力の排除活動に積極的に取り組んでいます。
- (3) 当社は、反社会的勢力による有事発生時の責任部署と対応方法を定め、外部専門機関とも連携し、適切な措置を講じる体制を構築しています。
- (4) 当社は、反社会的勢力との関係遮断に関する審議・報告は「コンプライアンス委員会」にて行っています。また、反社会的勢力への対応に関する専門部署として、コンプライアンス統括部に部内室として「コンプライアンス推進室」を設置しています。

その他

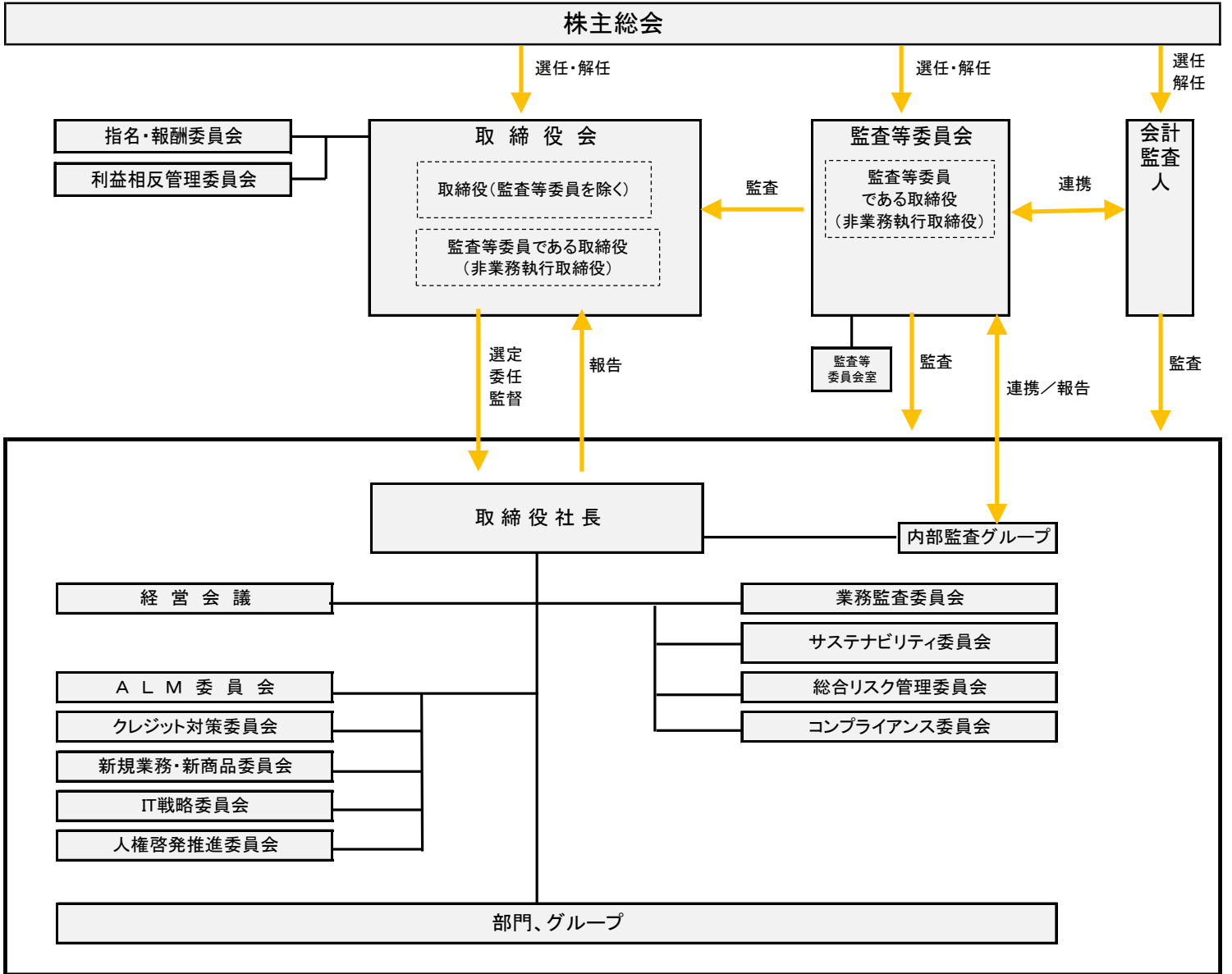
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



[適時開示体制の概要]

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針のひとつとして、経営戦略及び財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、IR活動の充実を図り、株主・投資家等からの信頼と評価を得ることを目指しています。

当社は、適時開示、IR活動の責任部室として財務部IR室を定めています。財務部IR室は、適時開示の可否に関して、決算に関する情報を所管する経理部、重要な決定事実・発生事実の情報が集約される経営企画部と共同で検討し、開示が必要な場合には、迅速、正確かつ公平な情報開示を行うよう努めています。

